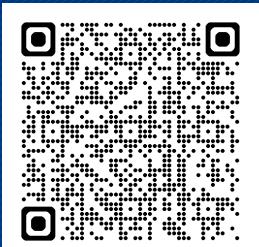


令和7年度 賃上げ支援助成金パッケージについて

- ① 山梨県の最低賃金について
- ② 賃金引き上げ支援策の概要
- ③ 業務改善助成金のご案内と活用事例
～賃金引き上げと設備投資に～
- ④ キャリアアップ助成金のご案内と活用事例
～正社員化、待遇改善、非正規雇用
労働者のキャリアアップに～
- ⑤ 人材開発支援助成金のご案内と活用事例
～従業員の人材育成、スキルアップに～
- ⑥ 賃上げ促進税制を強化【参考】

R7.10

山梨労働局賃上げ
施策はこちら



厚生労働省 山梨労働局

労働基準監督署

公共職業安定所

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

山梨県の最低賃金

山梨県最低賃金が変わります！

1 山梨県内で働く全ての労働者には、下記の最低賃金が適用されます

山梨県 最低賃金	時間額 1,052円	効力発生日 令和7年 12月1日
-------------	----------------------	------------------------

2 次の手当等は最低賃金に算入しません

- | | |
|------------------|----------------------|
| ①精皆勤手当、通勤手当、家族手当 | ②時間外・休日・深夜手当 |
| ③臨時に支払われる賃金 | ④1か月を超える期間ごとに支払われる賃金 |

3 特定の許可を受けた者は、最低賃金の減額特例が認められます

精神的・身体的な理由から最低賃金を一律に適用すると雇用機会を狭くする可能性がある労働者、拘束時間の長い断続的労働の許可を受けた業務に従事する労働者等については、使用者が労働局長の許可を受けることを条件に、最低賃金の減額の特例許可が個別に認められています。

4 次の産業については、特定最低賃金が定められています

特 定 最 低 賃 金 (時間額) ※1	電子部品・デバイス・電子回路、 電気機械器具、 情報通信機械器具製造業	1,047円※2 1,052円	効力発生日 改正審議中
	自動車・同附属品製造業	1,029円※2 1,052円	効力発生日 改正審議中
			令和6年12月27日
			令和7年1月3日

※1 年齢(18歳未満、65歳以上)、技能習得中(雇入れ後6ヶ月未満)及び特定の業務(清掃、熟練を要しない業務等)に主に従事している労働者については、特定最低賃金が適用除外され、山梨県最低賃金が適用される場合があります。

※2 山梨県最低賃金である1,052円の効力が発生する前日の令和7年11月30日までは「1,047円」または「1,029円」が適用になります。なお、各特定最低賃金については、現在、改正に向けた審議が行われています。

(お問い合わせ先)

山梨労働局賃金室	甲府市丸の内1-1-11	(055-225-2854)
甲府労働基準監督署	甲府市下飯田2-5-51	(055-224-5616)
都留労働基準監督署	都留市四日市場23-2	(0554-43-2195)
鰍沢労働基準監督署	南巨摩郡富士川町鰍沢1760-1 富士川地方合同庁舎5階	(0556-22-3181)

事業主の皆さんへ

賃金引上げの支援策

厚生労働省は事業主の皆さまの賃上げを支援しています

業務改善助成金

...山梨労働局 雇用環境・均等室 055-225-2851

事業場内最低賃金を引き上げ、**設備投資等を行った中小企業等**に、その費用の一部を助成します。
中小企業で働く労働者の賃金引上げのための生産性向上の取組が支援対象です。

NEWS 令和7年9月から制度を拡充！

- 対象事業所を、事業場内最低賃金額が「改定後の地域別最低賃金額未満まで」に拡充
- 最低賃金改定日の前日までに賃金引き上げを実施していれば、賃金引上げ計画の提出は不要

賃上げコース区分	助成上限額
30円コース	30~130万円
45円コース	45~180万円
60円コース	60~300万円
90円コース	90~600万円

活用のポイント

賃上げ + 設備投資

- 賃上げと設備投資等を含む生産性向上に資する計画の作成が必要
- 中小企業が利用可能
- 助成額は、賃金の引上げ額、引上げ労働者数等によって決定
- 交付決定を受けた後に設備投資等を行う

キャリアアップ助成金(賃金規定等改定コース) ...山梨労働局 職業対策課 055-225-2858

非正規雇用労働者の基本給の賃金規定等を**3%以上増額**改定し、その規定を適用させた場合に助成します。
パートタイム労働者など非正規雇用労働者の賃金引き上げが対象です。

活用例 中小企業が賃金規定等を5%増額改定し、10人の有期雇用労働者の賃金引上げを実施した場合、65万円が支給されます。

非正規雇用労働者の 賃上げ率の区分	助成額 (1人当たり)
3%以上4%未満の場合	4万円(2.6万円)
4%以上5%未満の場合	5万円(3.3万円)
5%以上6%未満の場合	6.5万円(4.3万円)
6%以上の場合	7万円(4.6万円)

活用のポイント

非正規雇用労働者の賃上げ

- 賃金規定等の増額改定に関するキャリアアップ計画の作成が必要
- 中小企業、大企業どちらも利用可能
- 原則、事業所内全ての非正規雇用労働者の賃金規定等を改定する必要あり
- 改定にあたり職務評価を活用した場合、昇給制度を新たに規定した場合は助成額を加算

(※)括弧内の金額は、大企業の場合の助成額。1年度1事業所あたりの支給申請上限人数は100人。

働き方改革推進支援助成金

...山梨労働局 雇用環境・均等室 055-225-2851

労働時間の削減や年次有給休暇の取得促進等に取り組む**中小企業事業主**に、外部専門家のコンサルティング、労働能率の増進に資する設備・機器の導入等を実施し、成果を上げた場合に助成します。

活用例 建設業の事業場が設備投資等を実施して、36協定で設定する時間外・休日労働時間数の上限を引き下げた場合等に、設備投資等にかかった費用に対し最大25~550万円が助成されます。

コース区分	助成上限額	
コース区分	基本部分	賃上げ 加算
業種別課題対応コース(※1)	25~ 550万円	
労働時間短縮・年休促進支援コース	25~ 200万円	6~ 360万円 (※2)
勤務間インターバル導入コース	50~ 120万円	

活用のポイント

労働時間削減等の取組 (賃上げ) + 設備投資等

- 労働時間削減等の取組計画の作成が必要
- 中小企業や中小企業が属する団体が利用可能
- 助成額は、成果目標の達成、賃金の引き上げ額、賃金を引き上げた労働者数等により決定
- 交付決定を受けた後に設備投資等を行う

(※1)建設業の場合

(※2)労働者数30人以下の場合は倍額を加算

(※3)別途団体向けのコースあり(助成上限額1,000万円)

人材開発支援助成金

...山梨労働局 訓練課 055-225-2861

職務に関連した専門的な知識及び技能を習得させるための職業訓練等を実施した場合等に訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成します。

活用例 中小企業事業主が、正規雇用労働者1人につき、10時間の訓練(※1)(訓練経費10万円)を受講させ、訓練終了後、訓練受講者の賃上げ(※2)を行った場合、7万円が支給されます。

※1 人材育成支援コース(人材育成訓練)の場合

※2 5%以上の賃上げ又は資格等手当を就業規則等に規定し、訓練受講者に実際に資格等手当を支払い3%以上賃金を上昇させた場合

区分(※)	賃上げした場合の助成率・額
①賃金助成額	労働者1人1時間あたり 500円・1000円
②経費助成率	訓練経費の45%～100% ※制度導入に係る助成の場合は、 24万円・36万円
③OJT実施助成額	1人1コースあたり 12万円～25万円

※訓練コース・メニューによって上記区分①～③のいずれが支給されるか異なります(①～③全てが支給される場合もあれば②のみとなる場合もあります。)。

職業訓練+経費助成等 (訓練終了後の賃上げ等加算)

- 職業訓練実施計画を作成し、訓練開始前に労働局への提出が必要。計画に沿って訓練を実施した後、申請
- 10時間以上のOFF-JTによる訓練等が対象
- 中小企業、大企業どちらも利用可能
- 助成額は、訓練内容、企業規模により決定

人材確保等支援助成金(雇用管理制度・雇用環境整備助成コース) ...山梨労働局 職業対策課 055-225-2858

人材確保のために**雇用管理改善につながる制度**等(賃金規定制度、諸手当等制度、人事評価制度、職場活性化制度、健康づくり制度)の導入や**雇用環境の整備**(従業員の作業負担を軽減する機器等の導入)により、離職率低下を実現した事業主に対して助成します。

活用例 複数の雇用管理制度や作業負担を軽減する機器等を導入し、賃上げ(5%以上)を行った場合、最大287.5万円が支給されます。

区分	助成額(※1・2)
①賃金規定制度 ②諸手当等制度 ③人事評価制度	50万円 (40万円)
④職場活性化制度 ⑤健康づくり制度	25万円 (20万円)
⑥作業負担を軽減する機器等	導入経費の62.5% (50%)

雇用管理改善の取り組み (賃上げ加算)

- 雇用管理制度又は従業員の作業負担を軽減する機器の導入計画の作成、実施後の離職率の低下が必要
- 原則、中小企業、大企業どちらも利用可能(※)
- 助成額は、雇用管理制度・導入機器に応じて決定
- 対象労働者の賃上げ(5%以上)で、助成額を加算

(※1) 賃金規定制度は中小企業のみ利用可能

(※2) 括弧内の金額は、賃上げを行った場合以外の助成額又は助成率。

(※3) ①～⑤を複数導入した場合の上限額は100万円(80万円)。⑥を導入した場合の上限額は187.5万円(150万円)。

より高い待遇への労働移動等への支援

特定求職者雇用開発助成金(成長分野等人材確保・育成コース) ...山梨労働局 職業対策課 055-225-2858

- ハローワーク等を通じ、高年齢者や障害者、就職氷河期世代を含む中高年層など(就職困難者等)を継続して雇用する事業主に助成(30万円～240万円)
- これら就職困難者等を就労経験のない職種で雇い入れ、①成長分野(デジタル、グリーン)の業務に従事する労働者の雇入れ、②人材育成(人材開発支援助成金の活用)及び雇入れから3年以内に5%賃上げのいずれかを実施した場合、1.5倍の助成金を支給

早期再就職支援等助成金(雇入れ支援コース、中途採用拡大コース) ...山梨労働局 職業対策課 055-225-2858

- 雇入れ支援コース:** 事業規模の縮小等に伴い離職を余儀なくされる労働者を早期に無期雇用で雇入れ、雇入れ前と比較して5%以上賃上げした場合に助成します。
- 中途採用拡大コース:** 中途採用者の雇用管理制度を整備した上で、中途採用率を一定以上拡大させた場合及び中途採用率を一定以上拡大させ、そのうち45歳以上の者で一定以上拡大させ、かつ当該45歳以上の者全員を雇入れ前と比較して5%以上賃上げした場合に助成します。

産業雇用安定助成金(スキルアップ支援コース) ...山梨労働局 訓練課 055-225-2861

- 在籍型出向により労働者をスキルアップさせ、復帰後の賃金を復帰前と比較し5%以上増加させた場合に助成(上限額8,870円／1人1日あたり(1事業主あたり1,000万円))します。

支援策の詳細はHPをチェック

厚生労働省HP

「賃上げ」支援助成金パッケージ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisaku-nitsuite/bunya/package_00007.html



(R7.9)



ひと、くらし、みらいのために

助成金によっては申請期限がございますので上記2次元コードからご確認ください。

令和7年度 「業務改善助成金」 のご案内

ご確認ください！

対象になる事業場

- 中小企業・小規模事業者であること
 - 事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が50円以内であること。
- ★拡充
事業場内最低賃金が**1,052円未満**の事業者が、令和7年9月5日から令和7年11月30日までに賃金を引き上げる場合、助成金の対象となります。
- 解雇、賃金引き下げなどの不交付事由がないこと

支給要件

- 賃金引上げ計画を策定し、一定額以上引き上げること
- ★拡充
令和7年9月5日から令和7年11月30日までに賃金引上げを実施し、賃上げ結果を提出すれば、賃金引上げ計画の提出は不要※となりました。
- ※ 同期間以外の賃金引上げは、一切本措置の対象となりませんので、ご注意ください。
- 引上げ後の賃金額を支払うこと
 - 生産性向上に役立つ機器・設備などを導入して業務改善を行い、その費用を支払うこと

賃金を引き上げる労働者数・助成上限額

区分	(下段は、事業場規模30人未満の事業者のみ対象)				
	1人	2~3人	4~6人	7人以上	10人以上*
30円コース	30万円	50万円	70万円	100万円	120万円
	60万円	90万円	100万円	120万円	130万円
45円コース	45万円	70万円	100万円	150万円	180万円
	80万円	110万円	140万円	160万円	180万円
60円コース	60万円	90万円	150万円	230万円	300万円
	110万円	160万円	190万円	230万円	300万円
90円コース	90万円	150万円	270万円	450万円	600万円
	170万円	240万円	290万円	450万円	600万円

* 10人以上の上限額区分は、事業場内最低賃金が1,000円未満または物価高騰等要件に該当する事業者が選択できます。

概要

事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）を30円以上引き上げ、生産性向上に資する設備投資等を行った場合に、その設備投資等にかかった費用の一部を助成する制度です。

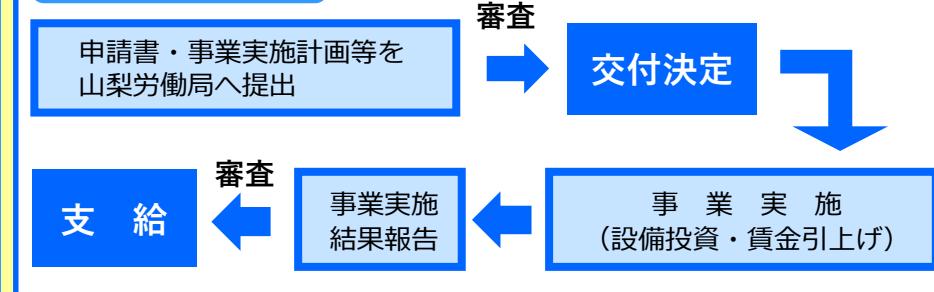
*同一事業場の申請は年1回まで

【設備投資等】機器・設備などの導入、経営コンサルティングなど

物価高騰等要件※に該当する場合、助成対象経費の拡充が受けられます。パソコン、スマホ、タブレットの新規購入及び乗車定員7人以上または車両本体価格200万円以下の自動車等も助成対象として認められます。

※ 物価高騰等要件：原材料費の高騰など社会的・経済的環境の変化等の外的要因により、申請前3か月間のうち任意の1か月における売上高総利益率または売上高営業利益率が、前年同月に比べ3%ポイント以上低下している事業者をいいます。

手続の流れ



助成率	1,000円未満	4 / 5
	1,000円以上	3 / 4

山梨県内の活用事例

【建設業】フォークリフトの導入

導入前	資材の運搬積み下ろし作業を既存のフォークリフトと手作業で実施
導入後	✓ 作業時間を大幅に短縮 ✓ 手作業の積み下ろし作業を軽減

【飲食業】セルフオーダーシステムの導入

導入前	ホールスタッフが注文をとっていた
導入後	✓ 注文から料理提供までのスピードが速くなり、顧客回転率がアップ ✓ オーダーミスが減った

詳しくはこちら



<お問い合わせ先>
業務改善助成金
コールセンター
☎0120-366-440

<申請先>
山梨労働局雇用環境・均等室
甲府市丸の内1-1-11
☎055-225-2851

<賃金引上げに向けた無料相談窓口>
山梨働き方改革推進支援センター
甲府市酒折1-1-11 日星ビル4階
☎0120-755-099

中小企業、小規模事業者等の皆さんへ

業務改善助成金を活用した山梨県内事業場 の設備投資等の具体例

業務改善助成金は、事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)を引き上げ、**設備投資等**を行った中小企業・小規模事業者等に対し、その費用の一部を助成する制度です。

交付決定事業場 111件 《令和6年度実績》

【建設業】 トラックへの荷上げ作業用フォークリフトの購入

これまで、トラックへの荷上げ作業を1台のフォークリフトのみで実施しており、トラックへの積込みに時間と労力を要していました。



フォークリフトを追加購入し、2台で荷上げ作業を行うことで、トラックへの積込み業務の効率化を図ることができた。



- ・事業場労働者数 **27名**
- ・事業場内最低賃金の賃上げ額 **45円↑**
- ・設備投資等**282万円**の額
- ・業務改善助成金の支給額 **180万円**

【飲食業】 POSレジシステムの導入

お客様からの注文受付やお会計を手作業で行っているためミスが生じ、注文業務全体が非効率となっていました。



POSレジシステムの導入により注文から会計までのデータが一元管理され、労働生産性の向上等をはかることができた。



- ・事業場労働者数**5名**
- ・事業場内最低賃金の賃上げ額 **90円↑**
- ・設備投資等**360万円**の額
- ・業務改善助成金の支給額 **270万円**

【食品製造業】 社内ネットワークの改修

社内共有サーバーへ社外ネットワークからアクセスできず、外出時に必要になった場合、会社にいる人がメールで送信する手段しかなく効率が悪い。



社外からアクセスできるようになり作業効率が向上した。資料を送付する作業がなくなり労働能率も改善された。



- ・事業場労働者数**51名**
- ・事業場内最低賃金の賃上げ額 **45円↑**
- ・設備投資等**210万円**の額
- ・業務改善助成金の支給額 **150万円**

【製造業】 貨物軽自動車の導入

普通軽自動車と貨物軽自動車を所有しているが、納品のために毎日複数回往復している。



一度に運搬できる積載量が増え、納品にかかる時間が削減された。主業務の時間を確保でき生産性が向上した。



- ・事業場労働者数**8名**
- ・事業場内最低賃金の賃上げ額 **45円↑**
- ・設備投資等**142万円**の額
- ・業務改善助成金の支給額 **114万円**

【美容業】 カット用椅子の導入

これまで椅子のサイズが大きく、施術中に何度もクロスの手直しが必要であった。足のステップがハイブになっていたため乗り降りに手助けが必要となっていた。

カット用の椅子を導入し施術中の手直しが不要となった。また、椅子への乗り降りの際に手助けが不要となった。



- 事業場労働者数**1名**

- 事業場内最低賃金の賃上げ額 **60円↑**

- 設備投資等**109万円**の額

- 業務改善助成金の支給額 **76万円**

【社会福祉・介護業】 新型車椅子の購入

これまでの車いすは、重く小回りが利かず不便が生じていた。利用者個人が自宅から車いすを持参しており運搬と送迎に時間がかかっていた。

新型の車いすを8台購入したことにより、利用者が車いすを持ってくる必要がなくなり、大幅な作業改善となった。



- 事業場労働者数**44名**

- 事業場内最低賃金の賃上げ額 **45円↑**

- 設備投資等**81万円**の額

- 業務改善助成金の支給額 **64万円**

【宝飾製造業】 多目的彫刻機

熟練した技術をもつ職人だけで刻印業務を行っており、対応出来ないものは外注にて対応していた。

機械化することで刻印業務を熟練した職人以外も実施できるようになり生産性が向上した。



- 事業場労働者数**7名**

- 事業場内最低賃金の賃上げ額 **30円↑**

- 設備投資等 **96万円**の額

- 業務改善助成金の支給額 **72万円**

【観光業】 顧客管理システムの導入

予約を手書きで受け、手入力で管理していたため管理が煩雑となり入力ミスも発生していた。

予約状況や顧客データを自動収集できるようになり、サービス向上に向けた分析ができるようになった。



- 事業場労働者数**12名**

- 事業場内最低賃金の賃上げ額 **45円↑**

- 設備投資等**174万円**の額

- 業務改善助成金の支給額 **130万円**

⇒各事業場における申請案件のうち、代表的な設備投資等のみを記載しています。

なお、右記記載の金額については、記載した事例だけではなく、申請案件中の全ての設備投資等を反映した額となります。

申請方法など詳細については、以下の機関あてお気軽にご相談ください。

【問合先】業務改善助成金センター

電話番号:0120-366-440(受付時間9:00~17:00)

詳細はこちら



キャリアアップ助成金のご案内(令和7年度7月)

「キャリアアップ助成金」は、有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者(以下「有期雇用労働者等」といいます。)といった、**非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップを促進するため、正社員化・処遇改善の取り組みを実施した事業主に対して助成する制度**です。

助成内容		中小企業の助成額		大企業の助成額	
正社員化支援	正社員化コース	有期雇用労働者等を正社員化(※)した場合(1人当たり)	重点支援対象者 ★	左記以外	重点支援対象者 ★
		※ 正規雇用労働者等へ転換または派遣労働者を正規雇用労働者等として直接雇用すること。	①有期 → 正規	80万円	40万円
		正規雇用労働者には「多様な正社員(勤務地限定・職務限定・短時間正社員)」を含みます。	②無期 → 正規	40万円	20万円
		※ 新規学卒者で雇入れ日から起算して雇用期間が1年未満の者については支給対象外となります。		30万円	15万円
		★ 以下a～cのいずれかに該当する者 a.雇入れから3年以上の有期雇用労働者 b.雇入れから3年未満で、次の①②いずれにも該当する有期雇用労働者 ①過去5年間に正規雇用労働者であった期間が1年以下 ②過去1年間に正規雇用労働者として雇用されていない c.派遣労働者、母子家庭の母等、人材開発支援助成金の特定訓練修了者		左記以外	左記以外
	障害者正社員化コース	※ 正規雇用労働者には「多様な正社員(勤務地限定・職務限定・短時間正社員)」を含みます。	※ 正社員転換等制度を新たに規定し、当該区分に転換等した場合に加算 1事業所当たり20万円(大企業の場合、15万円)		
		障害のある有期雇用労働者等を正規雇用労働者等に転換した場合(1人当たり)	①重度身体障害者、重度知的障害者および精神障害者の場合	120万円	90万円
			有期 → 正規	60万円	45万円
			無期 → 正規	60万円	45万円
			②重度身体障害者、重度知的障害者および精神障害者以外の場合	90万円	67.5万円
処遇改善支援	賃金規定等改定コース	有期雇用労働者等の基本給の賃金規定等を3%以上増額改定し、その規定を適用させた場合(1人当たり)	有期 → 無期	45万円	33万円
			無期 → 正規	45万円	33万円
			※ 助成額が支給対象期間における対象労働者に対する賃金の額を超える場合には、当該賃金の総額を上限額として支給します。		
		3%以上4%未満	4万円	2.6万円	
		4%以上5%未満	5万円	3.3万円	
	賃金規定等共通化コース	5%以上6%未満	6.5万円	4.3万円	
		6%以上	7万円	4.6万円	
		※ 「職務評価」の手法の活用により増額改定を実施した場合に加算 1事業所当たり20万円(大企業の場合、15万円)			
		※ 有期雇用労働者等の昇給制度を新たに設けた場合に加算 1事業所当たり20万円(大企業の場合、15万円)			
		1事業所当たり	60万円	45万円	
賞与・退職金制度導入コース	有期雇用労働者等を対象に賞与・退職金制度を導入し、支給または積立を実施した場合	1事業所当たり	40万円	30万円	
		※ 同時に導入した場合に加算 16.8万円(大企業の場合、12.6万円)			
	社会保険適用時処遇改善コース	手当等支給メニュー	50万円	37.5万円	
		併用メニュー	50万円	37.5万円	
		労働時間延長メニュー	30万円	22.5万円	
NEW 短時間労働者労働時間延長支援コース	(1年目の取組) 短時間労働者に右の①～④のいずれかの取組を行った場合(1人当たり)	1年目	労働時間の延長	賃金の増加	小規模企業
			①5時間以上	—	
			②4時間以上 5時間未満	5%以上	
			③3時間以上 4時間未満	10%以上	50万円
			④2時間以上 3時間未満	15%以上	40万円
	(2年目の取組) 1年目の取組後、短時間労働者に右の①②のいずれかの取組を行った場合(1人当たり)	2年目	①労働時間をさらに2時間以上延長	—	30万円
			—	②基本給をさらに5%以上増加または昇給、賞与もしくは退職金制度の適用	25万円
					20万円
					15万円

キャリアアップ助成金 (社会保険適用時待遇改善コース) 山梨県内の活用事例について

キャリアアップ助成金とは

有期労働者、短時間労働者、派遣労働者といった、いわゆる非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップを促進するため、正社員化、待遇改善（賃金引き上げ、社会保険等加入等）の取組を実施した事業主に対して助成する制度です。労働者の意欲や能力を向上させ、事業の生産性を高め、優秀な人材を確保するために、ぜひ、この助成金制度をご活用ください。

【令和6年度山梨労働局の実績】（3月末時点）

- ・正社員化コース
支給決定件数 293件 支給決定人数 393人
- ・社会保険適用時待遇改善コース
計画届受理件数 124件 対象人数 476人



詳細はこちら

社会保険適用時待遇改善コース：活用事例1

会社概要

中小企業（小売業）



従業員数：70名

事業内容：物産館、飲食店

3名分 支給総額 **90万円**

労働時間延長メニューを活用

新たに社会保険の被保険者となった際に、週の所定労働時間を4時間以上延長する取組を行った

例：週平均実労働時間 26時間

→週所定労働時間 30時間 ※

※延長前の週平均実労働時間と

延長後の週所定労働時間を比較する

助成金を活用するに至った背景

社会保険の適用拡大に伴い、令和6年10月に特定適用事業所になることが予見されていたところ、キャリアアップ助成金の社会保険適用時待遇改善コースが新設されることを知り、活用に至った。

本コースを活用するまでの経過

パート・アルバイトで社会保険に加入していない従業員約10名を対象に、社会保険適用拡大の説明を行い、今後どのような働き方をしたいかについてのヒアリングを行った。その結果、社会保険に加入したい人、扶養内で働きたい人に分かれたため、加入したい労働者に対し労働時間を延長した。

本助成金を活用した事業主の声

新規で雇用すると人材育成に時間がかかるという面があるが、既にいる従業員の労働時間の延長を行ったことで、生産性が上がった。また、時間を延長し、社会保険に加入した社員のモチベーションが上がった。

社会保険適用時待遇改善コース：活用事例2

会社概要

中小企業（卸売業）



従業員数：100名

事業内容：野菜の生産・販売

2名分 支給総額 **60万円**

労働時間延長メニューを活用

例：週平均実労働時間 21時間

→週所定労働時間 35時間 ※

助成金を活用するに至った背景

社会保険の適用拡大に伴い、令和6年10月に特定適用事業所になることが予見されたため、事前に従業員の社会保険加入に関する意思確認を行ったところ労働時間延長を希望する労働者がいたことから助成金の活用に至った。

本コースを活用するまでの経過

約70名の従業員に対し個別面談を行い、社会保険加入希望者の労働時間を延長した。

本助成金を活用した事業主の声

フルタイムで働く人が増え、1日の勤務時間を延長したり、日数を増やして働く人などが増えたことで、人手不足の解消につながった。

キャリアアップ助成金（正社員化コース） 山梨県内の活用事例について

正社員化コース：活用事例 1

会社概要

中小企業（介護事業）

従業員数：60名

職種：児童指導員等



有期雇用労働者3名を
正社員化

支給総額 **120万円**

助成金を活用するに至った背景

他職種からの転職者が多いが、離職者も多く、職場定着率の低さに悩んでいたため、まず有期契約の非正規社員として雇用し、会社や仕事を分かってもらう期間を設けることにしている。その後、面談を行い本人から正社員として働きたいとの希望があった場合に、正社員化を検討している。

正社員化に当たって助成金の活用が可能と知り、活用に至った。

本助成金を活用した事業主の声

正社員化に関する面談を行うことで、本人から不安に感じていることを聞くことができ、コミュニケーションの一環となった。正社員化に伴い、昇給の見直しを行っており、労働者本人の励みになっている。実際に職場定着にもつながった。

正社員化コース：活用事例 2

会社概要

中小企業（不動産業）

従業員数：40名

職種：営業職



有期雇用労働者
(重点支援対象者)

2名を正社員化

支給総額 **160万円**

助成金を活用するに至った背景

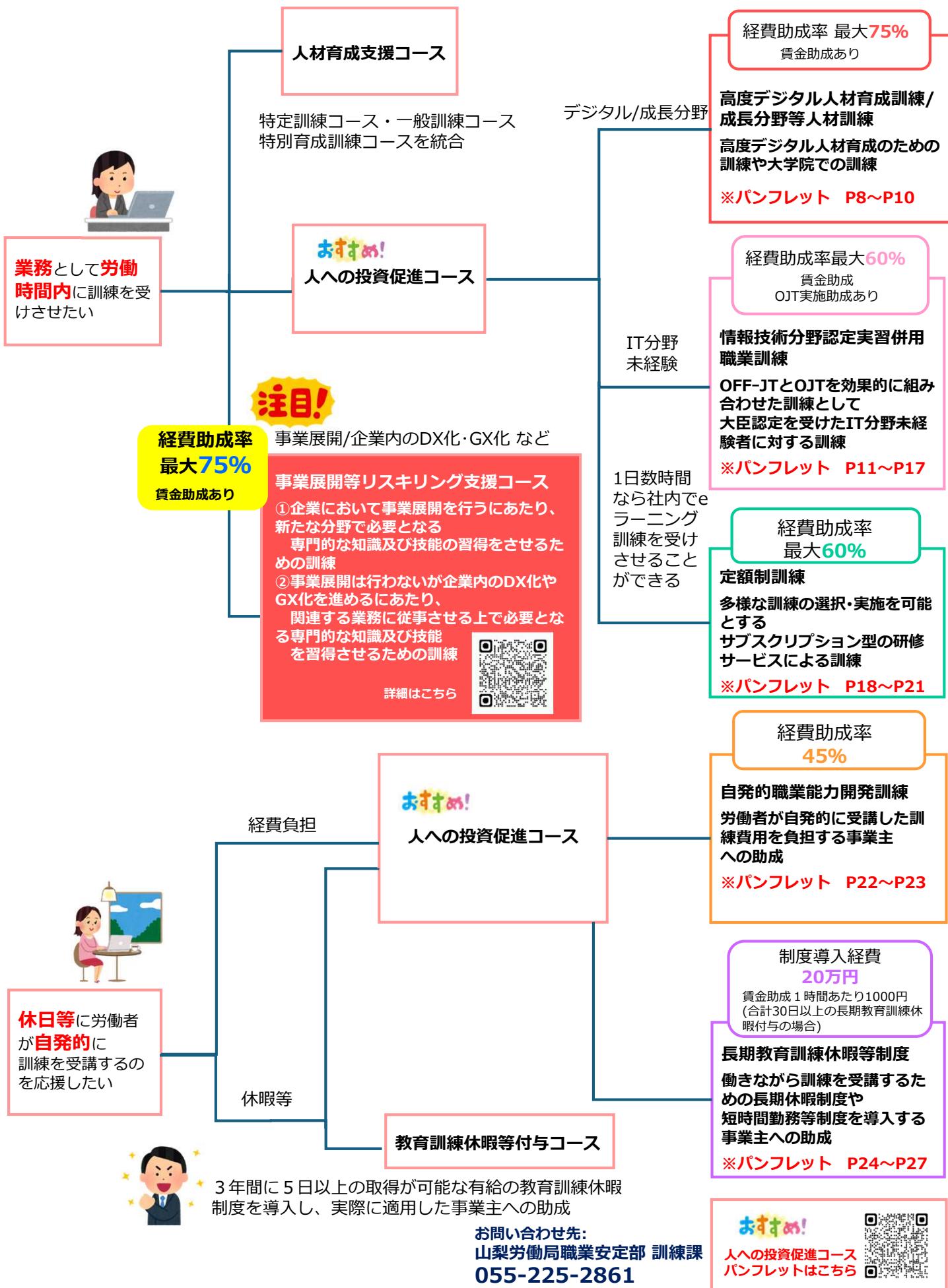
パート等の非正規労働者が、働いている中で正社員転換を希望する事例が多くなったことから助成金を活用するに至った。

本助成金を活用した事業主の声

正社員転換した従業員の業務に対する意識が変わり、業務への積極性や質の向上につながった。助成金の要件である賃上げにより、本人の待遇を改善させることができた。また、助成金の受給により賞与を増額し、社員へ還元することができた。

従業員の人材育成、スキルアップに人材開発支援助成金をご活用ください

人材開発支援助成金は、事業主等が雇用する労働者に対して、職務に関連した専門的な知識及び技能を習得させるための職業訓練等を計画に沿って実施した場合等に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成する制度です。



人材開発支援助成金とは

従業員の職業能力の向上を支援するための助成金です。事業主が労働者に対して職務に関連した専門的な知識及び技能の習得をさせるための職業訓練等を計画に沿って実施した場合に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部を助成する制度です。

事業展開等リスクリング支援コース：事業展開

会社概要

中小企業（情報通信業）

従業員数：80名

事業内容：コンピュータソフトの開発及び販売等



助成金を活用するに至った背景事情

会社の成長・競争力向上のために新規事業を立ち上げたいと考えているが、人材が足りない。エンジニアの採用競争率が激化する中、社員が未経験分野のスキルを取得し、技術の幅を広げるため。

事業展開の内容

異なる2つの分野のオリジナルプロダクトを統合し、新たなデータ分析基盤を構築。新たなデータ活用の価値を生む新製品として展開する。

教育訓練の内容

- 教育訓練機関：外部教育訓練機関
- 受講コース：C#初級開発技術者育成
- 訓練時間：35時間
- 訓練内容：C#によるデータ構造とアルゴリズム
C#によるオブジェクト指向プログラミング

助成金の額（1人あたり）

助成金の対象となる経費、賃金助成

- 1 C#初級開発技術者育成：
330,000円
- 2 訓練時間に対する賃金助成
(中小企業：1000円/h)

助成金のコース

事業展開等リスクリング支援コース

事業展開やDX・GXに伴い新たな分野で必要となる訓練を実施した場合に、助成が受けられる訓練メニューです。

助成率・額

<OFF-JT>
経費助成 75%(60%)
賃金助成 1000円(500円)/h

支給額

<OFF-JT>

1 経費助成：**247,500円**

(受講料等×75%)

2 賃金助成：**35,000円** (35h×1000円)**支給総額 282,500円**

訓練の効果

未経験者が基本的なデータ構造やオブジェクト指向を一から学び、現場でプロジェクトに携わるうえで必要な基礎を身に付け、スムーズにプロジェクトに入ることができた。

今後の展開

今回の訓練受講者も新事業構築メンバーの一員として、オリジナルプロダクトのアップデートを進めており、新サービス提供を目指す。

人への投資促進コース：定額制訓練

会社概要

中小企業

(社会保険・社会福祉・介護事業)

従業員数：80名

事業内容：高齢者施設運営



助成金を活用するに至った背景事情

今まで、個々の従業員にあった訓練をそれぞれ実施していたが、訓練費用の削減のためにサブスクリプション型の訓練を実施することにした。

人材育成上の課題

個々の従業員にあった訓練を探す手間や、複数契約するため訓練費用が高額であり、訓練の機会を減らさざるを得ない状態となった。(導入をためらった)

教育訓練の内容

- 教育訓練機関：外部教育訓練機関
- 受講コース：介護・看護・医療系研修受け放題講座
- 訓練目標
介護の現場における基礎知識から実技まで対応したeラーニング訓練
- 受講料等
基本料金 20アカウント 108,000円
+追加オプション 30アカウント 72,000円
50名分まで 年間総額180,000円

助成金のコース

人への投資促進コース（定額制訓練）

労働者の多様な訓練の選択・実施を可能とする「定額制訓練」(サブスクリプション型の研修サービス)を利用した場合に、助成が受けられる訓練メニューです。

助成率・額
<OFF-JT>
経費助成 **60% (45%)**

助成金の額

助成金の対象となる経費

介護・看護・医療系研修受け放題講座

180,000円

支給額

<OFF-JT>

経費助成：**180,000円**

受講料等×60% (45%)

支給総額 108,000円

(81,000円)

訓練の効果

1つの契約で幅広いテーマを学ぶことができた。eラーニングでの研修のため、すきま時間に訓練を行うことができ、訓練のためのまとまった時間を確保する必要がなくなった。

今後の展開

介護に特化した訓練だけでなく、業務を行う上で必要なP Cスキル、I Tスキルなどが習得できる定額制訓練を取り入れることとした。

賃上げに取り組む経営者の皆様へ

～政府は、賃上げに取り組む企業・個人事業主を応援します～

賃上げ促進税制を強化！

【大・中堅企業】全雇用者の給与等支給額の増加額の**最大35%**を税額控除※1

【中小企業】全雇用者の給与等支給額の増加額の**最大45%**を税額控除※1

<適用期間：令和6年4月1日から令和9年3月31日までの間に開始する各事業年度>

(個人事業主は、令和7年から令和9年までの各年が対象)

全企業向け

中堅企業向け（新設）

中小企業向け

必須要件（賃上げ要件）

上乗せ要件① 教育訓練費※2

上乗せ要件②（新設） 子育てとの両立・女性活躍支援※3

・適用対象：青色申告書を提出する全企業又は個人事業主※4

継続雇用者の 給与等支給額（前年度比）	税額控除率※1
+ 3 %	10 %
+ 4 %	15 %
+ 5 %（新設）	20 %
+ 7 %（新設）	25 %



前年度比 + 10 %
⇒ 税額控除率を
5 %上乗せ



プラチナくるみん
or
プラチナえるぼし
⇒ 税額控除率を 5 %上乗せ

中小企業
も活用可能！

・適用対象：青色申告書を提出する従業員数2,000人以下の企業又は個人事業主※5

(その企業及びその企業との間にその企業による支配関係がある企業の従業員数の合計が1万人を超えるものを除く。)

継続雇用者の 給与等支給額（前年度比）	税額控除率※1
+ 3 %	10 %
+ 4 %	25 %



前年度比 + 10 %
⇒ 税額控除率を
5 %上乗せ



プラチナくるみん
or
えるぼし三段階目以上
⇒ 税額控除率を 5 %上乗せ

・適用対象：青色申告書を提出する中小企業者等（資本金1億円以下の法人、農業協同組合等）又は従業員数1,000人以下の個人事業主

全雇用者の 給与等支給額（前年度比）	税額控除率※1
+ 1. 5 %	15 %
+ 2. 5 %	30 %



前年度比 + 5 %
⇒ 税額控除率を
10 %上乗せ



くるみん以上
or
えるぼし二段階目以上
⇒ 税額控除率を 5 %上乗せ

中小企業は、賃上げを実施した年度に控除しきれなかった金額の**5年間の繰越し**が可能※6（新設）
中小企業は、要件を満たせば、大・中堅企業向けの制度を活用することが可能

※1 税額控除額の計算は、全雇用者の前事業年度から適用事業年度の給与等支給額の増加額に税額控除率を乗じて計算。ただし、控除上限額は法人税額等の20%。

※2 教育訓練費の上乗せ要件は、適用事業年度の教育訓練費の額が適用事業年度の全雇用者に対する給与等支給額の0.05%以上である場合に限り、適用可能。

※3 プラチナくるみん認定、プラチナくるみんプラス認定及びプラチナえるぼし認定については、適用事業年度終了の日において認定を取得している場合、くるみん認定、くるみんプラス認定及びえるぼし認定（二段階目～三段階目）については、適用事業年度中に認定を取得した場合が対象。ただし、くるみん認定及びくるみんプラス認定については、令和4年4月1日以降の基準を満たしたくるみん認定を取得した場合に限り、適用可能。（詳細については、今後HP（右下QRコード）に掲載予定。）

※4 「資本金10億円以上かつ従業員数1,000人以上」若しくは「従業員数2,000人超」のいずれかに当てはまる企業又は従業員数2,000人超の個人は、マルチステークホルダー方針の公表及びその旨の届出が必要。それ以外の企業及び個人事業主は不要。

※5 資本金10億円以上かつ従業員数1,000人以上の企業は、マルチステークホルダー方針の公表及びその旨の届出が必要。

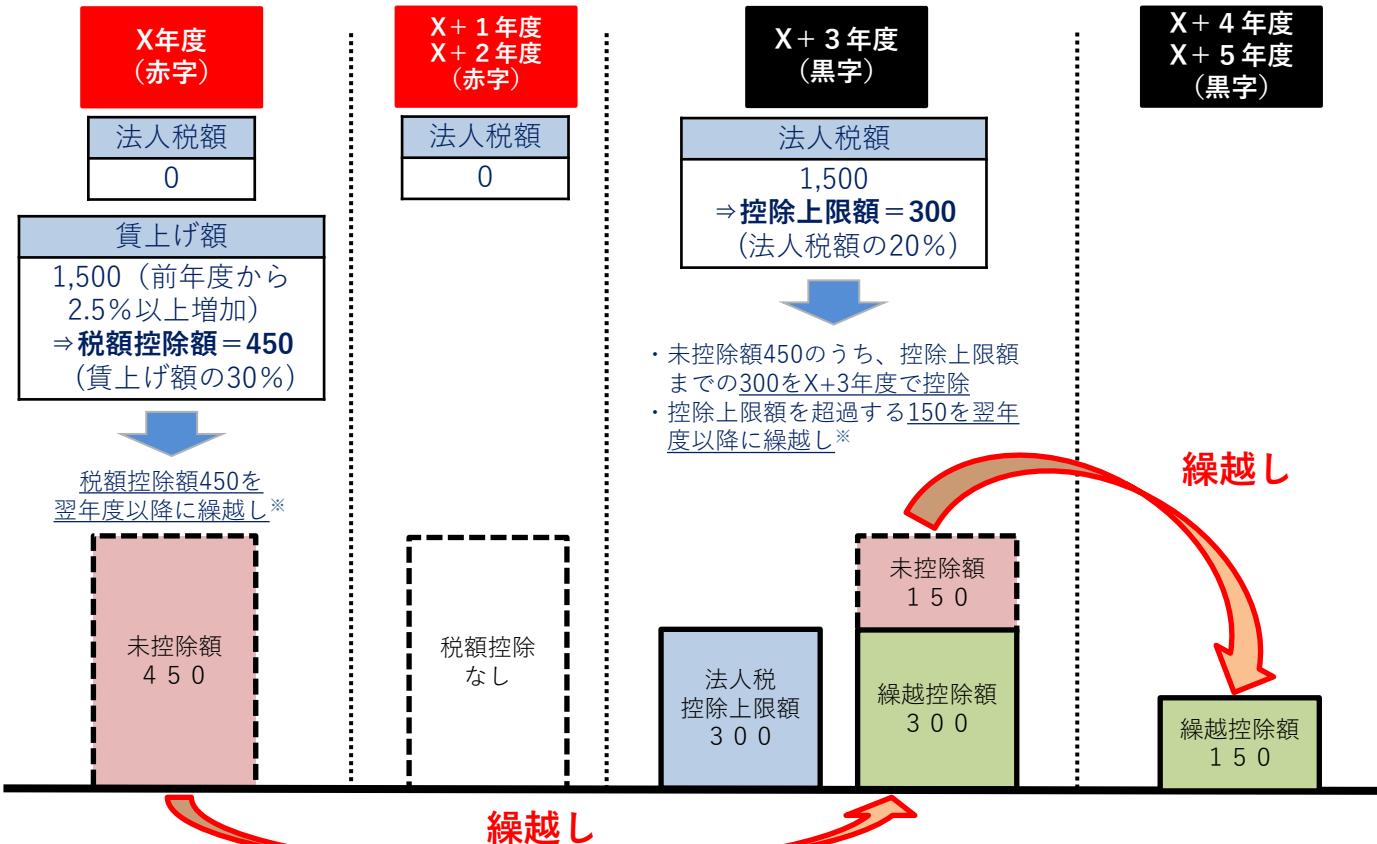
※6 未控除額を翌年度以降に繰り越す場合は、未控除額が発生した年度の申告で、「給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除に関する明細書」の提出が必要。また、繰越税額控除をする事業年度において、全雇用者の給与等支給額が前年度より増加している場合に限り、適用可能。

大企業向け
中堅企業向け
中小企業向け
はこちら



繰越控除措置のイメージ

中小企業は、要件を満たす賃上げを実施した年度に控除しきれなかった金額の5年間の繰越しが可能となりました。



※未控除額を翌年度以降に繰り越す場合は、未控除額が発生した年度の申告において、「給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除に関する明細書」を提出する必要があります。

用語の説明

・給与等支給額

国内雇用者（法人又は個人事業主の使用人のうちその法人又は個人事業主の国内に所在する事業所につき作成された賃金台帳に記載された者をいいます。パート、アルバイト、日雇い労働者も含みますが、使用人兼務役員を含む役員及び役員の特殊関係者、個人事業主と特殊の関係のある者は含まれません。）に対する給与等（俸給・給料・賃金・歳費及び賞与並びに、これらの性質を有する給与（所得税法第28条第1項に規定する給与所得）をいいます。退職金など、給与所得とならないものについては、原則として給与等に該当しません。）の支給額をいいます。ただし、給与等に充てるため他の者から支払を受ける金額がある場合には、当該金額を控除します。

・継続雇用者の給与等支給額 【大企業向け・中堅企業向け】

継続雇用者（前事業年度及び適用年度の全ての月分の給与等の支給を受けた国内雇用者であって、前事業年度及び適用年度の全ての期間において雇用保険の一般被保険者であり、かつ前事業年度及び適用年度の全てまたは一部の期間において高年齢者雇用安定法に定める継続雇用制度の対象となっていない者を指します。）に対する給与等支給額をいいます。

・教育訓練費

国内雇用者の職務に必要な技術又は知識を習得させ、又は向上させるために支出する費用のうち一定のものをいいます。具体的には、法人が教育訓練等を自ら行う場合の費用（外部講師謝金等、外部施設使用料等）、他の者に委託して教育訓練等を行わせる場合の費用（研修委託費等）、他の者が行う教育訓練等に参加させる場合の費用（外部研修参加費等）などをいいます。

・子育てとの両立・女性活躍支援

プラチナくるみん認定・くるみん認定、プラチナえるぼし認定・えるぼし認定の取得方法や概要については、厚生労働省HPを御確認ください。



・中小企業者等 【中小企業向け】

青色申告書を提出する者のうち、以下に該当するものを指します。

(1) 以下のいずれかに該当する法人

（ただし、前3事業年度の所得金額の平均額が15億円を超える法人は本税制適用の対象外）

①資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人

ただし、以下の法人は対象外

- 同一の大規模法人（資本金の額若しくは出資金の額が1億円超の法人、資本若しくは出資を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人超の法人又は大法人（資本金の額又は出資金の額が5億円以上である法人等）との間に当該大法人による完全支配関係がある法人等をいい、中小企業投資育成株式会社を除きます。）から2分の1以上の出資を受ける法人
- 2以上の大規模法人から3分の2以上の出資を受ける法人

②資本又は出資を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人以下の法人

(2) 協同組合等（中小企業等協同組合、出資組合である商工組合等）

※協同組合等に含まれる組合は、農業協同組合、農業協同組合連合会、中小企業等協同組合、出資組合である商工組合及び商工組合連合会、内航海運組合、内航海運組合連合会、出資組合である生活衛生同業組合、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会、森林組合並びに森林組合連合会です。